

# 飯塚市立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金交付要綱

令和2年8月21日

飯塚市告示第275号

改正 R3-233

## (趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市立学校が実施する修学旅行に関し新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策等を講じたことにより生じた費用等(第5条において「追加費用等」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、修学旅行の実施に関し新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策等を講じた飯塚市立学校の校長とする。

## (対象経費等)

第3条 補助対象経費及び補助金の額等は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度による補助金等の交付を受けた場合は、当該補助金等の額を別に定める方法によりあん分して得られた額を別表左欄の経費から控除した額を補助対象経費とする。

## (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、対策等の内容の決定後、市長に申請しなければならない。

## (実績報告)

第5条 校長は、追加費用等の支払いが完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は追加費用等の支払いが完了した年度の3年3月31日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(R3-233一改)

## (補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和2年度の修学旅行に限り適用する。

附 則(令和3年7月19日 告示第231号)

この告示は、告示の日から施行し、令和3年度の修学旅行に適用する。

別表(第3条関係)

(R3-233一改)

対象経費	補助金の額
(1) 3密を回避するために、貸切バス1台当たりの乗車人数を減ずることを目的とし、貸切バスの借上げ台数を増加等した場合において追加的に生じた本来の経費を上回った経費	貸切バス1台当たりの定員の概ね70%以下を乗車人数とした場合において増加等する貸切バスの借上げ等に要する経費に相当する額。ただし、1台につき、次に掲げる額を上限とする。 ア 小学校 300,000円 イ 中学校 500,000円
(2) 3密を回避するために、宿泊室1室当たりの宿泊人数を減ずることを目的とし、宿泊室数を増加等した場合において追加的に生じた本来の経費を上回った経費	宿泊室1室当たりの定員の概ね70%以下を宿泊人数とした場合において増加等する宿泊料に相当する額。ただし、1室につき、当該宿泊室の宿泊定員に11,000円を乗じて得た額を上限とする。
(3) 修学旅行のために予約した宿泊施設及び交通手段等を解約したことにより生じた違約金その他の経費	全額
(4) その他市長が必要と認める経費	予算の範囲内で別に定める額